9月定例会

8月31日～9月25日

議会トピックス

▼ 平成26年度の各会計決算についてすべて認定

▼ マイナンバー制度に関しての条例改正等を可決

▼ 新体育館建設決定
基本計画策定委託料を含む一般会計補正予算を可決

9月定例会概要

9月定例会では、市長から平成26年度の一般会計、特別会計の決算認定など、42件の議案が提出され、審査を行いました。

主な議案

○議案第1号　平成26年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について

歳入
294億3,970万円余
前年度対比7.2%増

歳出
287億2,411万円余
前年度対比7.6%増

歳入　景気の回復基調により、法人市民税などの市税が増額となった。地方交付税は、普通交付税が個別算定経費の減などにより、また、特別交付税が除排雪対策費の減などにより、いずれも減額。

歳出　義務的経費の人件費、扶助費、公債費が増額。庁舎耐震改修工事、ふれあいセンター広丘建設工事、塩尻東小学校大規模改修工事などの大型事業の実施に伴い、普通建設事業費が大幅に増額。

○議案第12号　塩尻市個人情報保護条例の一部を改正する条例

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が平成27年10月5日から施行され、マイナンバー制度が開始することに伴い、特定個人情報の収集、利用及び提供について制限をするなどの改正をするもの。

○議案第15号　塩尻市介護予防交流施設条例の一部を改正する条例

地域住民が主体的に介護予防に取り組み、高齢者を支える地域づくりを推進するため、大門三番町・四番町介護予防交流施設を設置することに伴い、必要な改正をするもの。

○議案第25号・第32号　平成27年度　塩尻市一般会計補正予算（第3号）（第4号）

歳出の主なもの

総務費　策定中の「シティプロモーション戦略」及び「移住・定住・好住アクションプラン」を速やかに推進するため、下半期から実施する事業費を増額するもの。また、平成26年度繰越金の一部を、財政調整基金に積み立てるもの。

農林水産業費　国の畑作物の直接支払交付金の対象者が、認定農業者等に限定されたことに伴い、補助金を補正するものなど。

土木費　市道南熊井郷原線の歩道部分について、松本歯科大学から土地の寄付を受けることに伴い、歩道改修工事費等を補正するもの。

教育費　新体育館の建設決定に伴い、基本計画策定委託料を補正するもの。

議場の様子

補正予算歳出（目的別）

議会費	53千円
総務費	343,264千円
民生費	1,951千円
衛生費	12,132千円
労働費	19,874千円
農林水産業費	32,943千円
商工費	822千円
土木費	56,249千円
消防費	2,136千円
教育費	4,578千円
災害復旧費	1,728千円

新体育館建設決定

新体育館に関する特別委員会

今定例会において、新体育館に関する特別委員会を3回開催し、市民アンケートの結果を受け、各委員が建設賛否に対する意見を表明し、賛成14人、反対2人の結果を受け、特別委員会として新体育館を建設することに決定しました。

賛成の理由は、アンケートで賛成が僅差ではあるが反対を上回ったこと、合併特例債が使えること、現体育館を改修しても、天井の高さなど、解決されない課題が多くあること等が出されました。反対の理由はアンケートで大きな差がなかったこと、維持管理費が今後20年間で15億円を超えることなど財政負担が大きいこと等でした。

新体育館を建設すると決定したことに伴い、基本計画策定委託料が補正予算で提案されました。27年度はどこまで進められるのかとの質問に、基本計画を策定し議会に報告したい旨、また計画策定に関わる委託業者についての質問では、現在検討中であるとの答弁を受け了承しました。